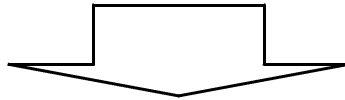


ナンバーのみの変更 手続順序

窓 口		必 要 書 類 等
支 局	1 階	自動車登録番号標交付申請書 (3号様式) ※理由書 (ナンバーが紛失・盗難の場合)



支 局	1 階	5 番	受 付
		3 番	交 付 (自動車検査証)



隣 の 隣	1 階	1 8 番	県税申告・納付
隣 の 建 物	1 階	1 5 番	ナンバー返納
		1 4 番	ナンバー購入

ナンバー取付 ⇨ 封印 ⇨ 自動車検査証

必要書類

こちらでそろえるもの

- ① 申請書（3号様式）
- ② 手数料納付書

お持ちいただくもの

- ③ 自動車検査証
- ④ 所有者の委任状 又は印鑑
- ⑤ 自動車の持込

※ 理由書（ナンバープレートが紛失・盗難の場合）
所有者若しくは使用者の押印又は署名が必要です。
（警察署への遺失物届、盗難被害届の受理番号が必要）

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。